

## 国家知識産権局「中華人民共和国専利法修正草案（意見募集稿）」意見募集表

組織名： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

担当者： 会長 片山 英二

条項番号	修正提案	修正理由
第 2 条	<p><b>【要望】</b> 部分意匠制度の導入に併せた冒認登録排除措置の検討</p>	<p>中国においても部分意匠の導入のニーズは高く、歓迎できる改正だが、現在無審査主義を採用している中国では、部分意匠の冒認登録が数多く発生する可能性が懸念される。全体意匠でも同様の状況にあることから、部分意匠の導入にとどまらず、実体審査の導入等、冒認登録排除のための検討も行うことを希望する。</p>
第 6 条	<p><b>【要望】</b> 約定優先の徹底</p>	<p>所属単位の物質的・技術的条件を利用して完成した発明創造については、単位と発明者等との契約により出願の権利及び専利権の帰属に関して約定されている場合は、その約定に従うとの運用を徹底して頂きたい。</p>
第 14 条	<p><b>【要望】</b> 「公共の利益」と専利権行使の制限とのバランス</p>	<p>「公共の利益」の範囲が必要以上に拡大され、専利権の行使が著しく制限されることがないように、バランスのとれた運用を徹底して頂きたい。</p>
第 16 条	<p>以下の通り、約定優先の原則を追記。</p> <p>「職務発明創造が専利権を付与された後、所属機関は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。発明創造専利が実施された後、所属機関は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p>所属機関と発明者又は考案者は、本法の第六条第四項の定めに基づき、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は、前項の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。</p> <p>1 項及び 2 項について前記奨励と報酬につ</p>	<p>「市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進するためには、職務発明の場合も、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」の場合も、奨励・報酬の取り決めは事業体自治に委ねるべきであり、約定がある場合はそれを優先するという原則を専利法の中で明確化すべきである。</p>

	いて所属機関は発明者又は考案者と約定することができ、約定がある場合は所属機関と発明者又は考案者は当該約定に従う。」	
第 46 条	専利復審委員会は専利権の無効宣告請求に対して審理を行い、必要なときは専利出願が本法の関連規定のその他の状況に符合するか否かに対して審理を行うことができ、遅滞なく、審理及び決定を行い、かつ、請求人及び専利権者にこれを通知し、相当の期間を指定して意見を申し立てる機会を与えなければならない。	請求者が申し立てない理由に基づく決定は、請求者・専利権者双方にとって不意打ちに当たることから、決定を通知し、且つ、意見を申し立てる機会の付与を義務規定として頂きたい。
第 60 条	以下の通り、「専ら」の追記（2箇所） 「権利侵害製品、専ら権利侵害製品の製造に用いられ、又は専ら権利侵害方法を使用するための部品、工具、金型、設備等を没収、廃棄処分することができる。」	物の専利権と同様、方法の専利権の侵害についても、専ら権利侵害方法を使用するための部品、工具、金型、設備等に限り没収、廃棄処分が認められるべきだが、改正案の文言ではその点が定かではないので明確化していただきたい。
第 60 条	「集団による権利侵害行為」の明確化	「集団による権利侵害行為」とは具体的にどのような場合を指すのか（例えば、複数人による共同侵害行為や、間接侵害を想定しているのか）明確にしていきたい。 もし共同侵害や間接侵害を想定しているのであれば、その成立要件を明確にしていきたい。
第 61 条	実用新案または意匠の侵害訴訟における評価報告書の提出義務の例外となる「直ちに審査、処理しなければならない事由」の明確化または削除	どのような場合がこの例外にあたるのかが不明確であるので、明確化か削除を希望する。 また、行為保全（仮差止）申立が、この「直ちに審査、処理しなければならない事由」に該当するのかわかではないが、たとえ行為保全（仮差止）申立のように緊急の審理を要する場合であっても、実用新案および意匠が無審査登録である以上、評価報告書の提出を義務づけるべきと考える。
第 61 条	人民法院は、専利権侵害行為を認定した後、賠償額を確定するために、権利者がすでに尽力して挙証したが権利侵害行為と関連する帳簿、資料が被疑侵害者により主に掌握され	専利権侵害行為が認定された後といえども、その資料の提供により侵害被疑者が著しく不利益を被る場合や、そもそもその資料を所持していない場合等、その提出を拒むことに

	ている状況では、権利侵害行為と関連する帳簿、資料を提供することを被疑侵害者に命じることができる。 <b>ただし、その被疑侵害者においてその提供を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</b>	ついて正当な理由があるときには、文書提供命令を拒否することができる例外規定を導入して頂きたい。
第 65 条	故意侵害の場合の賠償金額引き上げ条項の削除	故意侵害の場合に損害賠償を 2～3 倍に引き上げることができるが、中国においては悪質な侵害行為があった場合に刑事罰が適用されることもあり、故意侵害の抑制のために敢えて損害賠償の増額をする必要はないと考える。 米国にも同様の制度が存在するが、その功罪については議論があるところであり、その他の国においてはこのような制度は設けられていない。
第 69 条 (二) (改正箇所ではない)	先使用权の拡大	第 69 条 (二) 号に定める先使用权は、同一の製品や方法に限定されるうえ、製造・使用の必要準備を終え、さらに元の製造・使用の範囲内では認められず、範囲が狭い。少なくとも、同一の製品の輸入もしくは販売や、同一の方法により直接獲得した製品の輸入もしくは販売を追加することを希望する。
第 79 条	【要望】 年金減免措置の導入等	実施許諾用意制度を導入するのであれば、同時に、年金の減免措置も導入すべきである。また、本制度に基づいて表明した使用料が、専利権侵害の損害賠償額の算定に利用される等がないように、本制度が、不法行為の損害賠償額の認定に影響を与えるものではないことを明確にして頂きたい
第 82 条	【条文削除】	非開示の場合に強制的に実施権を許諾したものと見做す制度は、他の国や標準化団体でも、採用された事例は皆無と思われる。制度の国際調和の観点から、このような制度の導入は時期尚早と考える。

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)